

令和4年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	令和5年2月9日（木） 午後2時00分～3時30分
会 場	長野市役所第一庁舎7階 第1・2委員会室
出 席 者	委員16名（出席14名、欠席2名） 事務局9名 地域包括支援センター代表3名 傍聴者2名 ※うち委員3名、地域包括支援センター代表1名はオンライン出席
次 第	<p>1 開 会 地域包括ケア推進課 塚田補佐</p> <p>2 あいさつ 小山会長 中澤保健福祉部長</p> <p>3 協議事項</p> <p>(1) 令和5年度長野市地域包括支援センター設置運営方針（案）について 説明：地域包括ケア推進課 吉澤補佐 （資料1）</p> <p>(2) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について 説明：地域包括ケア推進課 塚田補佐 （資料2）</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 三職種（準ずる者を含まない）の配置について</p> <p>イ 長野市における地域福祉課題について 説明：地域包括ケア推進課 塚田補佐 （資料3）（資料4）</p> <p>4 長野市ケア会議 説明：地域包括ケア推進課 浅見主査 （資料5）</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉 会 地域包括ケア推進課 塚田補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>協議事項</p> <p>(1) 令和5年度長野市地域包括支援センター設置運営方針（案）について（資料1） 承認</p> <p>(2) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について（資料2） 承認</p> <p>(3) その他（資料3）（資料4）</p> <p>ア 三職種（準ずるものを含まない）の配置について しっかりと前回の回答をいただきありがたい。保健師でない方々（地域ケア、地域保健等に経験のある看護師）の、具体的な要件については、こういう業務の経験であれば（準ずる者とする）との内容を記載していただいたということによろしいか。</p>
事 務 局	そうである。

委員

イ 長野市における地域福祉課題について

前回の会議で一言言ったことが、これだけの良い資料として回答していただき恐縮だが、ありがたい。一つ思うことは、様々な地域で多様な課題が出て、いろんな活動をされていることを皆で共有する。(各地域包括支援センターなどが) そういうことで資料を使っていくというのは良いことだと思った。

地域包括ケアというのが、どうしてやらなければいけないのかということを見ると、超高齢化社会になっていって財源が足りなくなってきたため、地域住民の方いろんなことをやってもらって、お金の面で節約してやっていこうというのが一番であると思うが、それだけでなく、地域の方、地域住民主体でやっていくということが地域のコミュニティやつながりを作っていく、認知症対策とか、詐欺に注意しましょうとか、高齢者にまつわる地域課題を解決していく。また、健康の体操教室とか、そういうところで健康を維持していき、そのことにより医療費を少し削減できて、そういうところもつながって貢献していく、いろんな意味合いがあって、地域(包括)ケアシステムをやっていこうということで、2025年であろうか、完成していなくてはいけない。その意味で、(地域包括ケアシステムの構築を)進めていくということを見ると、いろんな地域の中に、どうしてこんなことをやらずにいけないのかという、やらされ感があり不安だが、地域の中でそういうことをやっていくことによっていろんなことが良くなっていく、地域が自立してやっていかなければいけないということを、今の社会の現状を見ると、そうしていかないと社会がもたない、そうしていかなくてはならない現状になっているということ、もう少し地域の人たちが自覚していくということも大切なこと。それをもう少し公的な面から、お知らせしていくということももっと必要なのではないかと思った。

それから、体操教室についてもそうだし、いろんな行事についても、足、それがないと、なかなか出向けない。1年ほど前に会議で話させてもらったと思うが、それについて何かこう良い方法はないのかと。市のほうで公的にどんどん車を出してやれば良いのではないかという話もあったり、今、時間のある高齢者が、自家用車、マイカーで協力しながら、地域の人たちを送ったり。それも協力者がいれば良いと思うが、なかなか上手く進まないということもある。もう少し、例えば、Aさん・Bさん・Cさん・Dさんがいたら、Aさんについては家族がついて行けるから大丈夫、Bさんについては誰もいないから、この方についてはどうしようか、Cさんについては隣の方が一緒に行くので相乗りさせてもらえば良いか、Dさんは福祉タクシーを使うから良い、というように、一人ずつこまめに丁寧に整理していき、それで行事に出向けると、そういうふうの一つひとつ考えていかないと、なかなか高齢者の支援にならないのではないかと。大変ではあるが、そういうことも考えていけば少しでも進むのではないかと思う。そうすると、現状よりももう少し(行事等に)出ていける人が増えるのではないかと思った。

あとは、2ページ(資料4)のところの子育てサロンというところで、リモートで子育てサロンを実施したとあるが、リモートというのはこれからキーワードになると思う、コロナの時代で当たり前のようにになっているが、おそらくコロナが収束していてもリモートでやるというのは増えていくのではないか。コロナだけのことでなく、人間というのは、物事についてこれは良い、これはだめだということが分かれば、

そっちのほう（良いほう）に流れていくというのがあると思うので、となると、今、高齢者でもスマホを持っている方が増えてきて、リモートで様々なことをやるということも増えていくとは思いますが、スマホを持っていても、家にWi-Fi環境がないという方もおり、Wi-Fi環境をどうするか云々という、その辺まではなかなかやれていないようである。その辺をもう少し上手く支援していけるようなこともやっていければいいのかと思う。

感染予防については、古牧川端地区では健康体操教室をレベル5でも感染予防対策をしてやっているが、古牧公民館でやっている体操教室はレベル3になってようやく再開した。（再開したのは）最近であるが、それまではできなかった。所々で基準が違うというか、考え方が違うというか、そういうことがあるので、感染予防プレイの活動をされているところもあり、一様の、こういうレベルだったらやって良い、こういうレベルだったらこうやれば大丈夫というような、具体的な基準をもう少し広めていく、そうでないと、所々での個人の判断で、やっているところとやっていないところと出てきてしまうということもあると思う。せっかくこういうの（資料4の報告書）があるので、これを検討していったほうがいいのではと思った。

住民主体でいろんなことをやっていこうということも大切だとは思いますが、地域課題の掘り起こしということを見ると、住民のほうからなかなか課題が出てこないということは確かにあると思うが、出てくるまで待っていると、そういったことは多分ないとは思いますが、客観的に見て、この地区ではこういうことが問題になっていそうだなとか、こういうことをしてあげたほうがいいのかとか、そういうことは多分あるのではないかと思う。その辺を上手く掘り下げて、地域住民の方々と話し合っ、て、こういうことで困っているのではないのでしょうか、とか、こちらのほう（市）から提案してみて、地域住民の方がそういえば困っているよね、というふうな話になってくれば、（地域課題の掘り起こしが）進むようになるのではないかと思う。その辺を上手くやっていけば良いのではと感じている。

事務局

貴重なご意見ありがたく頂戴する。当課においても、先ほどの設置運営方針にもあるが、6ページ（資料1）の生活支援体制整備事業ということで、各地域、住民自治協議会に雇用されている地域福祉ワーカーという役割の方と、各圏域の地域包括支援センターと連携しながら地域づくりを進めているところである。本日配付した、第四次長野市地域福祉計画の16・17ページをご覧ください。

地域の困りごとを解決につなげるお手伝い役として地域福祉ワーカーという役割の皆さんがおり、この地域福祉ワーカーの皆さん等と、年間5回ほどワーカー会議という、連絡調整会議開き、各地区のいろいろな取り組みの情報を共有し、各地のお困りごとなど、今回のテーマの中にも、「課題が見えない」というようなところが（地域福祉ワーカーから）良く聞かれるが、なかなか課題を探していくにはどうしたら良いのかということも含め、会議の中でサポートするほか、それぞれの地域の実情やスピード感に合わせる形で、随時サポートをしていきたいと考えている。先ほど委員のほうからも（話があったが）、行政からの押し付け感があると、なかなか住民のほうからこういうことをやりたいということが出てきにくいところがある。地域住民のやりたい取り組みを尊重しながら支えていければと考えているので、引き続きご助言い

<p>委員</p>	<p>ただければと思う。</p> <p>鬼無里地区は、地域の課題を、地域福祉ワーカーとか、生活支援の関係、移送支援の関係、それを合体したような形で変えていこうということで、12月から試行的に進めている。今までは、地域たすけあいネットでやっていたこと、草刈りとかも含めて体制を整えていこうという形で、12ページ（資料4）には「自分たちのできること」と書いてあるが、そういった形で、地域の大事なことをどういうふうにしたいか、あえて地区で懇談会をやって、困ったことないですか、という形ではなく、地域ネットワーク会議というものがあり、そういったところで取り上げて検討してきた。</p> <p>そこ（資料4の12ページ四角枠「自分たちのできること」）の下にある、「マイカーによる移動支援」の、移動支援の、支援する人と支援を受ける人、会議に出るときに足がなくて困るといふときに、隣近所の人がやると無料だから悪い、などと言う人もいて、そういうこともあり、今試行的にやっている。だから地域の課題というものは、限りもあると思ひ、移動とかもどうやって行ったらいいかなという形でやっていたが、その辺のところは、地域包括支援センターとか住民自治協議会とか社会福祉協議会とかの連携がすごく良いから、ネットワーク会議を定期的にやって、課題をみんなで話し合うということができている。だから、ぜひそういうあたりも参考にさせていただけたらと思つた。</p>
<p>事務局</p>	<p>鬼無里地区では、ネットワーク会議を「熟人会議」と書いて、ネットワーク会議ということで呼び名を付け、地区の警察の方や消防の方、地区住民の方、決まった委員はおらず、その都度来てほしい人に来ていただいて、先ほど委員のほうから説明のあった、マイカーを使った生活支援に付随した移送の仕組みをみんなで考えて、この令和5年の4月から本格稼働していこうという形で進めてきた。それから同じような取り組みということで、先ほど委員のほうからも話があったが、中山間地を中心にこのような取り組みが進んでいる。やはり中山間地は公民館へ行くにも、坂があったりとか、遠くて歩いて行けないというような課題が多くあり、ちょっとした集まりの場に行きたい（のに行けない）というような課題が顕著に見えてきているため、そのような課題に対し住民がマイカーを使った移送について、地区内は無料でやろうとか、地区外に行く場合は少しお金をいただこうとかいう仕組みをそれぞれの地区で作上げて進めている。今のところ市街地では大豆島地区で考えられ始めているが、こういったような取り組みを、市としても地域のほうで要望があれば、様々な提案を差し上げていきたいと考えている。それには地域包括支援センターの協力も欠かせないものとなっている。</p>
<p>委員</p>	<p>テーマ1とテーマ3（資料4）の部分に共通していることであるが、福祉自動車の運行について、総合事業のほうに位置付けられているため、計画書に則ってケアマネージャーたちは動いているが、先ほど委員からもあったと思うが、基準がないため、最近になってやっと移送サービスが再開したというところがある。それで、（地区によって）すごく差があつて、福祉自動車というのは通院支援だけであるが、通院の足が地区によって差が出てしまうのが、担い手不足のところなのか地区の課題かは分か</p>

	<p>らないが、その辺は、せっかく位置付けた、サービスが動かないとなると、ケアマネージャーは、最初から動かないサービスを位置付けてもらっても困る、というようなことがやはりあったため、ある程度の人員のこととか、基準というか、対策というものがないと、ここの地区は動くのに、とか（不満等が出てきてしまうため、基準や対策が）あったら良いなと思う。本当に最近動いたというところもある。</p>
事務局	<p>その辺のところは、どうしても住民の互助による移送という仕組みであるため、事業主体である市社会福祉協議会、各住民自治協議会とも、一つの課題ということで、今後、協議を進めていければと考えているため、よろしくお願ひしたい。</p>
会長	<p>地域包括支援センターは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、2025年、あと2年であるが、そこがまず最初の（節目であり）、次に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年、2040年、そこまであと17年あるが、オリンピックで言えば4回分である。この間に何とか私たちが担い手不足であるとか、先ほど言われた交通手段であったり、それぞれの地区で差があるというようなことを、みんなで考えていかないと、とんでもない社会になってしまう。それこそ、予算はない、それから人がいなくなる、でも困る人たちは増えてくる、そして地域包括支援センターには難問ばかりがやってくるという、そういう時代では困るため、今ここでなんとかやっていくというのはあると思う。その点で言うと、委員がおっしゃった、この地域はこんなふう動いているんだなというのは、とても明るい気持ちになるし、この報告書（資料4）が全部の地区に配られているため、そこでバイブルとして、見本として、そこからどんどん、これを見ているとこんなに良い気付きがあるんだということが私自身見えてきたため、これをしっかりと使い込んでいただければと思った。</p> <p>長野市ケア会議（資料5）</p> <p>身寄りのないケースについてであるが、令和3年度は3件、令和4年度はまだ集計中であるが1件あったということだが、この件や、各包括支援センターが今日来られているため、それぞれにどのような相談があったかを教えていただけるか。</p> <p>若穂地区は同居率が高いということもあり、今のところ身寄りのない方の入院・入所を断られたというケースはない。それから同じく、居宅介護支援事業所もあるためそちらにも確認したが、そちらのほうでもないということであった。ただ、今後についてはそういった方が出てくる可能性が高くなっていくため、成年後見支援センターや「おひとりさま」あんしんサポート相談室と連携しながら対応していきたいと考えている。</p> <p>安茂里地区では、私共、七二会と小田切も担当しているが、安茂里地区は身寄りのない高齢者の方の相談は多くある。身寄りがないだけの方もいるが、身寄りがあっても、その親族の方が支援できない、高齢だったり障がい者だったり、割と良く聞かれるのが、関係性が悪く、断絶状態みたいな、そういう方々もいたりして、お一人だけという案件は出ている。やはりケア会議を開いたりであるとか、中部地域包括支援セ</p>

	<p>ンターや高齢者福祉担当の方と共に、どうしようかという話をしていくが、なかなか上手い解決になっていっていないところがある。入院・入所という話があったが、例えば、サービス付き高齢者住宅という施設があるが、そういったところで、保証人を2人お願いしていると言われた案件があったり、身寄りがないのに保証人を2人立てろという話になると、ますますハードルが高くなって、という状況があった。生活保護を受けている方については、それでも入所しやすい部分というのはあるが、生活保護になれない方、ぎりぎりのラインの方々、そういった方々は特に課題が大きいと感じている。上手くいった事例というのがなかなかなく、そうこうしているうちに入院されたりとか、体調が悪くなったりとかいうケースもあり、こんなふうには上手くいきましたというお話できる案件はなかった。</p>
<p>包括やすらぎの園</p>	<p>今、安茂里包括の方からもお話があったように、親族がいても、今までの関係性から、身元引受はしたくないという方も多いというか、そういう傾向にはあり、包括としても苦労をしている。身元引受人がいない方が、入院していて、施設に入らなければいけないという段階で、申請をするが、決まるまでにその間2～3か月かかってしまうため、そこで結局病院に足止め、病院にいると余計に医療費もかかってしまう中、本人の行き先が決まらないということが実際にあった。あとは、措置入所になった方が、特養のほうで受けてもらえないという現実があり、本来であれば断る理由はないというか、措置であるから受け入れなければいけないのだが、そこがなかなか、理解が足りないのか分からないが、そのように言われ、措置入所であっても決まるまでに時間を要しているところがある。上手くいった事例はないが、グループホームに入所を希望されている方がいて、身元保証人がいなかったが、保証人がいなくても良いと受け入れてくれたところがあった。でもそこは、ゆくゆくは生活保護になる方、それを見込んでの入所というところがあった。</p>
<p>会 長</p>	<p>長野市の対応について、令和3年度の3件と令和4年度の1件について、どのような対応をされたのか教えていただきたい。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>実数として、令和3年度3件、令和4年度1件ということであるが、これがどのケースに該当しているかは、今私も把握していないが、おそらく、生活保護が理由で、「おひとりさま」あんしんサポート相談室で相談ができなかったというようなケースが混じっているのではないと思う。「おひとりさま」あんしんサポート相談室は、今原則的に生活保護の方を対象外にしている。というのは、基本的に金銭の支払いが難しい方が、任意後見によって金銭の支払いを管理してもらうことによって、施設入所時の不払いを避ける、それによって入所を断られることがないようにという、もちろんそういう目的を持って設置している機関であるため、生活保護の時点で金銭の支払いが滞るはずがないという前提があり、支援の対象からは一時的に外させていただいており、設置する要綱の中にもそのように書かれている状況である。だが、広く相談を受けるという面では、必ずしも任意後見につながらないから全くお断りというわけではないため、そこはそれぞれの方の状況に応じて、例えば、親族の方で実際には支援していただけたような人がいるが、ご本人が関わりを拒否していて上手くいかな</p>

いであるとか、そういった部分の相談に乗りながら、親族の支援が受けられるようにというつなぎを行うというのも、「おひとりさま」あんしんサポート相談室の仕事にはなっているため、そういった事例にもいかないような方、ただ実際に、例えば入院について、生保の方が拒否されるということは通常考えにくい。お支払いについては、ご本人の資力でということではないため、確実に入院費用については支払えるものであるから、生保の方については対象外とさせていただいているのはその辺にも理由があり、ただ施設入所に関しては、生保の方を受け入れ難いという施設があるのは事実である。というのは、利用料というものがその施設ごとに設定されているが、それが生保の最低生活費を上回ってしまい、生保をもってしても足りないという場合が十分にあり得るため、そういった場合、生保の方とそうでない方の利用料を分ける、そういう規定もなかなかできにくく、受け入れが難しいという事例は聞いている。であるから、そこは「おひとりさま」による問題なのか、受け入れていただく施設のご事情なのかという部分もあるため、この数字がそういった事例を含んでいるとすれば、この程度の件数があるのは十分考えられるというところである。具体的にどなたかというのは、お話を伺えば分かるが、今この資料だけでは、なんとも言いにくく申し訳ないが、今申し上げたような事情は考えられると思う。

事務局

先ほどの（令和3年度の）3件と（令和4年度の）1件であるが、これは包括支援センターが、個別ケア会議で検討した件数ということで、その後どうなったかということをお話させていただく。

事務局

一人の方は、身寄りがなく末期心不全の状態であった方であるが、この方は現在病状が改善して、施設入所を検討する状況ではなくなったというところである。現在は市長申立てによる後見人が付き、介護サービスを利用しながら在宅生活を送っている。

もう一件のケースは、認知症がある方で、自宅での生活が困難で、ショートステイを長期間利用していたという方であるが、この方は生活保護を受給していたが、ケースワーカーがいくつかの特養へ身寄りがいないことを伝え打診をするが、申し込みをしていた施設から一度声がかかったけれど、やはり身元保証人がいないということで一度入所を断られている。その後またロングショート、ショートステイを使って、別の施設から声がかかり、現在は入所ができています。

もう一件、この方も認知機能の低下がみられ、生活保護受給の方である。この方も、一旦転院し、介護認定を受けて、今は養護老人ホームへ措置により入所している。

4件目であるが、この方も入院中の方であった。施設入所が望ましい状況であったが、やはり身元保証人がいないという状況の中で、退院後は支援者の見守りの中、在宅生活をなんとか継続していたが、認知機能の低下があり、迷惑行為もみられるようになったということから、精神科病院を受診し、現在は市長同意による医療保護入院中である。こういったようなケースの検討であった。

会長

様々なケースがどんどん出てくるというのは分かるが、4番（資料5）の参考のところから、「おひとりさま」あんしんサポート相談室で働いている方が、統括相談

	<p>支援員が1名と、相談支援員が1名の計2名だけであるのか。この2名で、令和3年度は10月からスタートであるから508件、令和4年度はこの約1,100件を2名でこなしているということであるか。</p>
事務局	<p>資料は現時点のものではない様子であるため、現在は3名である。</p>
会長	<p>それにしても、3名で1,100件以上の相談を受けているということであるか。</p>
事務局	<p>お一人の方の相談がやはり長くなるため、何回もお電話頂いたり訪問をしたりということが繰り返されるため、これは人数ではなくて、あくまでも件数ということである。人数については、今手元に資料がないためお伝えしにくいですが、件数としては1,100件、1月の中旬まであり、現在もフル稼働の状態ではある。</p>
委員	<p>介護施設を運営する立場から発言させていただくが、受け入れる側として、おそらく2つの問題があると思うが、1つは、しっかりと入所費を払っていただけるのかどうかという点と、あとは意思決定において不安はないのかという点。実際、最近では市の方がかなり積極的に支援をさせていただいている、今日相談員に話を聞いてきたが、かなり市の方々が、そういう身寄りのない方の費用をちゃんと支払いますと説明してくれたりとか、市のほうでサポートしてくれるということで、比較的我々も安心して、そういう方を施設に入所させてあげられるような体制が少しずつできているのではないかということもあるし、それから先ほどの意思決定の部分も、公的な機関のほうでサポートしてもらえるということで、かなり年々進んできているのではないかと思う。一口に介護施設と言っても、かなりの種類の介護施設があるため、まずその方の経済的なことも考え、病状的なことも考え、どういう施設が適切なのかということを考えて上で、判定会議というものをどこ（の施設）もやっており、施設としてその方を受け入れられるかどうかというのを、多職種で相談する。一番の問題は、なぜお断りするのかというところで一番多いのは、高度な医療を有している（必要がある）、あるいはその介護施設でまかないきれないくらいの病状がある場合には、ちょっとうちの施設に入られても対応しきれないということで、お断りするケースが一番多いと思うため、（身寄りがなく）一人だから絶対だめということとは原則的にはないはずである。ただし、先ほど申したような問題点で、判定会議に諮る前に、相談員等が、このケースは難しいということで敬遠しているケースもあるかと思う。その一つは、ちゃんとお支払いしていただけるかどうか、その点については、かなりサポートしていただいているため、その辺はやはり少なくなっている。ぜひ積極的に今後もサポートをお願いしたいと思う。</p>
会長	<p>私のところも老人福祉施設であるが、老人福祉法に則った施設であるため、措置ではない。なおかつ、職員の定員が非常に少ないため、身元保証人の方の役割というのがかなり広範囲に広がる。例えば、通院のときに一緒に行っていただくであるとか、もし集団生活に合わなくなったときにお体をお家に引き取ってくださいとか、幅広くある、単にお金だけの話ではない。そうなると、職員を増やせば良いじゃないかと言</p>

われてもそうそうできず、その方が介護保険を使って、ヘルパーを使って、有償のボランティアを使ってやれば良いじゃないかと言っても、先ほどもあったが、じゃあ誰がやるのと言ったときの担い手がないとか、いろんな話に、結局ここにリンクしてくる。こういった問題はただ単に、先ほどあった、施設の方が措置を知らないというのはだめであるが、その辺の認識不足はいけないと指導していただきたいところであるが、そうでなくて、自分たちの施設が責任を持ってその方をお預かりできるかできないかというところで判断することである。ただ単に、嫌だからとか、危ないからという話ではないということは、分かっていたいただきたいと思う。

あとこれはやはり、法律のことももちろんあるし、ACPになる前の観点が大変である。医療もいろいろあるし、人はどんどん気持ちが変わって、揺れるものであるから、そこをどういうふうに支えていけるかということになる。そういったときに、先ほどの報告書（資料4）の中で見て考えたのは、長野市に人がいないわけではない。それに、ボランティアであるとか、何か自分も役に立てないだろうかと思っている60代の方たちは多くいるはず。特に、お仕事終わって暇になったからと言って、すぐに旅行ばかりしても仕方ないね、という人たちが、では自分の強みなりを活かして何かできないかと思っている方たちに、どういうふうによくニーズにマッチして動いてもらうか、本人も喜んでやってもらえるか、ということも考えていく時期なのだろうと思う。

他のところですごいと思ったのは、どれだけその場所が機能しているか分からないが、例えば、ボランティアの時間を貯蓄していくという考え方のところがあり、今若いときに他の人のために働いた、それを時間として蓄えておいて、いざ自分が必要となったときにそれを使えるという仕組みを作るとか、あとはクラウドファンディングを使うとか、そういうところも出てきているため、今あるものだけで考えようとする非常に苦しいかもしれないが、ちょっと見方を変えると違った面が出てくるのではないと思う。特に、Iターンの方、外から入ってこられる方たちは、いろんな考えをお持ちであるし、それこそ先ほどのWi-Fiではないが、いろいろなことを駆使して、ネットワークですごい勢いで情報が回ってくるということもあるため、私たちも少し頭を柔らかくして、いろんなところを参考にさせていただきながら、進んでいくのがよろしいのではないかと思った。

事務局

令和2年度から本年度まで3年間の任期中は、本協議会において闊達なご意見、ご提案をいただき感謝申し上げます。

事務局

以上で議事をすべて終了する。